

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		犬山市福祉団体等貸切バス利用料補助金		市の担当部課 問い合わせ先	健康福祉部福祉課 0568-44-0320	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称				代表者名		—
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等貸切バス利用料補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		原則、福祉団体(障害者、高齢者、子ども)への補助を目的としているため。 ※対象団体のうちから公募				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		市の保有する大型バスの廃止に伴い、市内の福祉団体等が使用する貸切バスの利用に要する経費の一部を補助することにより、福祉の増進を図る。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算	
		308,000 円 (308,000 円)	311,000 円 (311,000 円)	558,000 円 (558,000 円)	590,000 円 (590,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> 福祉団体等がその活動目的を達成するために行う事業 福祉団体等が国、県その他の行政機関が主催する事業に参加する場合 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		799,057 円		
		うち補助事業全体の経費		799,057 円		
		うち補助対象経費		558,000 円		
		貸切バス借上料		799,057 円		
		補助対象経費の内訳				
補助額の算出方法		補助率、補助額		貸切バス1台につき、補助対象経費の合計額の5分の4以内の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)		
		補助限度額		乗車人数41人以上の貸切バス:8万円 同30人以上40人以下の貸切バス:7万円 同11人以上29人以下の貸切バス 5万5千円		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	利用実績に基づき交付	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		団体活動が安定的に実施され、団体活動者が親睦を深め社会参加の機会を提供することができ、福祉の増進に繋がった。				
その他参考事項		利用実績に基づき交付する為、余剰額(繰越額)は発生しない。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有

※令和元年度の実績に基づき作成しています。